# 規　則

**○原子力規制委員会規則第一号**

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和四年政令第三十七号）の施行に伴い、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月十六日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第二十七条第三項」を「第四十六条第三項」に改める。

一　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）別表第一

二　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）別表第一

**附　則**

この規則は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。